

令和4年度 第2回おきなわ工芸の杜「貸し工房」入居者募集要項

この要項は、おきなわ工芸の杜「貸し工房」の入居者募集にあたって、応募者及び応募方法に関する必要な事項を定めるものです。

1 施設所在地

名 称 おきなわ工芸の杜
所 在 地 沖縄県豊見城市豊見城 1114 番 1

2 募集部屋及び料金

貸し工房

※各工房の配置等は必ず現場にてご確認ください。

※C-01 と C-02、C-05 と C-06 は 2 室を 1 室として貸出可能です。

貸し工房 B-02	37 m ²	(1 室 月額 16,650 円)
貸し工房 C-01、06	25 m ²	(1 室 月額 11,250 円)
貸し工房 C-02、05	23 m ²	(1 室 月額 10,350 円)
貸し工房 E-02	40 m ²	(1 室 月額 18,000 円)

設 備 コンセント (単相 100V 吊下、壁)
空調 (個別空調)
内線電話
流し台

使用時間 24 時間利用可能 (ただし開館時間外の館内共有スペースは使用できません)

その他

- ・貸し工房入居者用の専用駐車場は各室 1 台です。
- ・電気料金、水道料金は各部屋の子メーターで使用状況を確認し、徴収します。
- ・工房内の清掃は入居者にて行ってください。
- ・工房から出るゴミ処理に係る費用は共益費として徴収します。
- ・電話回線、インターネット回線は自己負担で設置可能 (配管設置済) です。
- ・工房内での火気の使用については事前に報告し、指定管理者の許可を得てください。
- ・工芸の杜敷地内は禁煙です。
- ・指定管理者から工房運営に関する支援を受けることができます。
- ・おきなわ工芸の杜の「共同工房」(各種機器あり)、「多目的室」、「企画展示室」は必要な手続きを経て予約・利用することが可能です (有料)。
- ・おきなわ工芸の杜 3 階には「沖縄県工芸振興センター」があり、技術的な相談ができます。

3 応募資格（入居対象）

以下の2つのうちいずれかを入居対象とします。

（1）工芸品製作を行う事業者

次の要件にすべて該当する個人又は団体であること。

- ・工芸事業者として沖縄県内で創業を予定している又は創業概ね10年以内（入居時点）の県内在住者または団体であること。
- ・工芸製品を製作する技術を有していること。
- ・貸し工房の利用期間終了後、沖縄県内で引き続き事業を行う意思を有する者であること。
- ・製作する工芸品は、沖縄の伝統的技法、デザイン、原材料のいずれかを活用したものであること。
- ・入居期間中の工房運営が可能な資金計画があること。
- ・沖縄県内の工芸産業の活性化に寄与する活動を行う意欲がある者であること。
- ・住民税、事業税（法人の場合）を滞納していないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しておらず、該当者と関わりを持っていないこと。

（2）工芸従事者の支援を行う団体

次の要件に全て該当する団体であること。

- ・沖縄県または県工芸振興センターが発注する工芸関連事業の受託者あるいは工芸産業関連の業界団体であること。
- ・沖縄県内の工芸産業の活性化に寄与する活動を行う意欲がある者であること。
- ・事業税、県民税を滞納していないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当して織らず、該当者と関わりを持っていないこと。

4 入居期間

- ・貸し工房の利用許可の期間は1年です。
- ・1年ごとに事業計画の進捗状況を審査の上、入居更新の可否を決定します。
- ・更新申請は2回まで可能です。

※ただし、工芸の杜の設置目的を達成するために沖縄県知事が必要と認める場合は、3回以上の更新が可能です。

5 利用条件

- ・県の施策における関連事業等にできる限り協力すること。
- ・おきなわ工芸の杜主催の事業、イベント等にできる限り協力すること。
- ・施設の見学、視察、自室での商品展示、取材等にできる限り協力すること。
- ・振動、音、悪臭の発生など、施設利用者や来館者等に迷惑をかけないこと。
- ・施設の設置目的に合致しない利用方法はしないこと。
- ・年1回、指定管理者に事業実績報告書を提出すること。
- ・施設利用終了後2年間、指定管理者に事業報告書を提出すること。

6 退去条件

以下の事由に該当した場合は、退去となることがあります。

- ・事業が安定し支援が不要と認められるとき。

- ・業績が著しく悪化していると認められ、指導や支援があっても改善しないとき。
- ・正当な理由なく事業計画を実施せず、指導や支援があっても改善しないとき。
- ・事業報告書を提出しない、又は著しく内容に不備があるとき。
- ・事業内容に問題がある等、自立の見込みが立たず、指導や支援があっても改善が見られないとき。
- ・正当な理由なく、施設運営やイベント等への参加・協力が見られないとき。
- ・施設の利用頻度が低い場合。

7 入居取消要件

以下の事由に該当した場合は、入居の許可取消となります。

- ・施設や設備を故意に損傷したとき（事故、火災などを起こした場合も含む）
- ・正当な理由なく1ヶ月以上施設を使用しない場合。
- ・偽りその他不正行為により使用許可を受けたことが判明したとき。
- ・使用料や光熱水費等を正当な理由なく3ヶ月以上滞納したとき。
- ・条例、規則、県知事の指示に違反したとき。
- ・施設や設備を無断転貸・私物化したとき。
- ・指定管理者の施設運営に支障を来す事業運営を行っているときと認められるとき。

8 募集期間

令和4年4月26日（火）～5月25日（水）

9 入居内定者の決定方法

- ・一次審査 書類審査
- ・二次審査 プレゼン審査

10 貸し工房の決定

- ・プレゼン審査の結果に基づき決定します。
- ・希望に添わない場合の入居可否を申請書に記入してください。

11 入居許可

- ・許可日は、令和4年6月中旬以降を予定しています。
- ・入居日は、許可日以降。
- ・許可は通常の賃貸借契約ではなく、行政財産使用許可となります。
- ・1年ごとに更新が必要となります。

12 施設利用

- ・トイレは共用です（開館時間外は外のトイレを利用してください）
- ・共同工房（附属機器等含む）、エントランスホール、多目的室、企画展示室は有料で利用可能です。
- ・専用駐車場は、各工房1台です。

13 支援（予定）

入居者に対して次のような支援を予定しています。

- ・工房運営に関する支援

- ・貸し工房入居者間の交流
- ・セミナー等の開催
- ・異業種、他分野の事業者等との交流、情報交換

14 スケジュール

4月26日（火） 募集開始
 5月24日（火）～25日（水） 申請書類受付
 5月末予定 一次審査
 6月中旬予定 二次審査
 6月中旬予定 入居予定者決定
 6月中旬以降 入居開始

15 提出書類

- (1) (様式1) 入居申込書
 - (2) (様式2) 事業計画書
 - (3) (様式3) 収支計画書
 - (4) (様式4) 提案書（地域に貢献できる内容）
 - (5) 商品の概要が分かるもの（写真、カタログ等）
 - (6) 添付書類
 - ① 直近の納税証明書（法人の場合は法人事業税、個人の場合は住民税）又は非課税証明書
 - ② 直近の決算書（法人のみ）
- ※ 事業概要、事業計画等については、さらに詳しい説明資料を別紙で添付しても構いません。

16 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請にあたっては、募集要項をよくお読みください。
- (2) 提出書類（様式1～4）は全て記入してください。提出書類に不備がある場合は不受理又は審査で不採用の場合があります。
- (3) 提出書類は返却しません。

17 個人情報の扱い

- (1) 申請書類については適正に取り扱います。
- (2) 入居決定者の申請書については、入居後の支援等にも使用します。
- (3) 審査の結果入居できなかった場合の提出書類は、審査終了後に破棄します。

18 応募先・問合せ先

〒901-0241 沖縄県豊見城市字豊見城 1114 番 1
 おきなわ工芸の杜 指定管理室
 電話：098-987-0467
 E-mail：info@okinawa-kougeinomori.jp